

●第2回目以降の保険料の引き落としができなかった場合は、その翌月に2か月分の保険料を引き落とします。このとき2か月分の保険料が引き落としできなかった場合は、最初の引落不能月の1日午後4時にさかのぼって保険責任を終了し、そのとき以降に発生した保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしませんのでご注意ください。

12. 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご確認事項

1. 告知義務 (加入申込書の記載上の注意事項) **注意喚起情報**

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めると、加入申込書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

告知事項

○被保険者の生年月日・満年齢・性別 ○「健康状態告知書」の質問事項 ○他の保険契約 (注)「他の保険契約」とは、医療保険・がん保険・疾病入院特約・がん入院特約などのがんを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

健康状態告知について

●新規でご加入いただく方、または継続してご加入される場合に保障内容を拡大される方は「健康状態告知」欄に回答をご記入いただきます。「健康状態告知」欄には現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくご記入ください。

●「健康状態告知書」の回答としてご記入いただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。取扱代理店や共栄火災社員に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、必ず加入申込書の「健康状態告知」欄に回答をご記入いただきますようお願いいたします。

●「健康状態告知書」の質問事項に該当する(「健康状態告知」欄への回答が「はい」となる)場合には、ご加入をお断りさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

2. クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行う制度がありますが、この保険はクーリングオフの対象となりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

3. 保険金受取人

保険金受取人は、原則として被保険者本人となります。

4. 「現在ご加入の契約の解約を前提とした新たなご契約」をご検討の場合のご注意 **注意喚起情報**

現在ご加入の契約を解約し、新たな契約にご加入する場合同様に、通常の新規加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために解除となることがあります。

※組合員番号の変更のため、やむを得ず保険を解約し、新たにご加入される場合は、解約日(保障終了日)と新たな契約の保障開始日が同日であり、かつ保障内容に変更がない場合(保障内容を縮小される場合を含みます)、告知は不要となります。

新たにご加入いただく契約の保険責任の開始より前に診断確定されたがんについては、新たなご契約では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の契約の解約日以降は、解約日以前に診断確定されたがんであっても、現在ご加入の契約では保険金をお支払いできません。

ご加入後におけるご確認事項

1. ご注意いただく事項

ご加入後、以下の変更が生じる場合は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

○組合員(ご加入者)の住所や氏名が変更となる場合

○その他、加入申込書に記入された内容に変更が生じる場合

■「悪性新生物診断保険金特約」「抗がん剤治療補償特約」でご注意いただく事項

これらの特約を最初に付帯した契約で、次に該当する場合、その特約は無効となり、すでに払い込まれたその特約にかかる保険料の全額をお返します。

①「悪性新生物診断保険金特約」を付帯した契約

悪性新生物と診断確定された時が、この特約の支払責任の開始前であるとき

②「抗がん剤治療補償特約」を付帯した契約

がんと診断確定された時が、この特約の支払責任の開始前であるとき

2. 解約の手続き **契約概要** **注意喚起情報**

ご加入の契約を解約される場合は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

解約される場合の書類のご提出締切日

①ご提出締切日: 毎月10日

②保障終了日: ご提出締切日の翌月1日

③最終保険料の口座振替日: 保障終了日の前月13日

(金融機関休業日の場合は翌営業日)

ご注意いただく事項

●始期日から解約時までの期間に応じて払いいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

●この保険は、生協の組合員とその家族のための保険です。組合員(ご加入者)が生協脱退等により組合員資格を喪失したときは、ご契約の解約の手続きが必要となります。

3. 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者がご加入者以外の方で、一定の条件に該当するときは、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

4. 保障内容や保険料の変更

保障内容や保険料につきましては、この保険制度の被保険者数、保険金のお支払い状況等によってはご契約継続時にこれらが変更となることがありますので、あらかじめご承知おきください。なお、実際に保障内容や保険料が変更となる場合は、事前にご案内します。

その他ご留意いただきたいこと

1. 生命保険料控除について

その年にお支払いいただいた保険料のうち所定の額が、生命保険料控除(介護医療保険料控除)としてその年の所得金額から控除されます(2024年5月現在)。

2. 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は原則として90%まで保障されます。

3. 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスの案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ(<https://www.kyoekaisai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。

4. 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金をお支払いすることを目的としてがんを生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

5. ご加入の継続について

この保険制度の健全な運営のために、保険金請求状況や年齢などによっては、この制度への継続加入をお断りさせていただくことや保障内容を変更させていただくことがあります。その場合は事前にご連絡します。

6. 保険金をお支払いすべき事由が発生した場合

保険金をお支払いすべき事由が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

7. 保険契約の無効・取消し

ご加入者が、保険金を不法に取得させる目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的を持って保険に加入した場合は、保険は無効となります。この場合、保険料は返還しません。ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって加入した場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合、保険料は返還しません。

8. 団体契約のご説明

コープの団体ががん保険は、生活協同組合コープかごしがが保険契約者となる団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は生活協同組合コープかごしがが有します。また、保険会社との間の契約条件を決定・変更する権利(例えば、保障金額や保険料の水準を決定・変更する権利など)も生活協同組合コープかごしがが有します。

ご加入内容の確認事項

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入申込書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが、本パンフレットの「重要事項のご説明」等を参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

<ご確認いただきたい事項>

1. この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。

保障の種類(保険の種類・保障する事故の範囲)

ご加入コース(保険金額、月額保険料)

お申込されたコースの保障内容・月額保険料および「加入申込書の加入コース」欄に正しく○印が付けられていることをご確認ください。

被保険者の範囲

※「重要事項のご説明」の「確認事項1」に記載の内容をご確認ください。

保障の内容(保険の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)

※「重要事項のご説明」の「確認事項2,3」に記載の内容をご確認ください。

保障の開始・終了時期および保障期間

※「重要事項のご説明」の「確認事項4」に記載の内容をご確認ください。

2. 健康状態の告知内容に誤りがないかご確認ください。

「健康状態告知」欄のお答え(所定の箇所に○印)が、「健康状態告知書」の質問事項に対して、お間違えがないか再度ご確認ください。

3. 加入申込書にご記入いただいた被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」等に誤りがないかご確認ください。

4. 「重要事項のご説明」の内容にご不明な点がないかご確認ください。

5. 最終的にご選択いただいたご加入内容がお客さまの当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

保険金の支払事由に該当したときは、共栄火災にご連絡ください。

共栄火災医療サービス室 0120-528-807 (通話料無料)

受付時間: 平日 午前9:00~午後5:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

<指定紛争解決機関> **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 (ナビダイヤル・通話料有料)

受付時間: 平日 午前9:15~午後5:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。